

戸籍証明書等の交付請求書

令和 年 月 日

大分県別府市長 あて

※請求には本人確認資料が必要です。
(請求にあたっての注意事項をお読みください。)

請求者	住所	電話番号 - -		
	氏名	生年月日 M・T・S・H 年 月 日		
窓口に来た方 (請求者と 違うとき)	住所	電話番号 - -		
	氏名	生年月日 M・T・S・H 年 月 日		
必要な戸籍 等の表示	本籍	大分県別府市		番地 番
	筆頭者の 氏名	個人事項証明の場 合は必要な方の名		

戸籍に記載され ている方と請求 者との関係	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 配偶者(夫又は妻)	<input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 直系尊属(父母又は祖父母)	<input type="checkbox"/> 直系卑属(子又は孫)	()

請求 の 理 由	請求者が上記「その他」の場合には、下記のいずれかにチェックをつけて、 請求の理由を詳細に記載してください。(注意事項 1 を参照ください)		
	<input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関に提出するため <input type="checkbox"/> その他 ()		

添付 書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 資格証明書 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 補助者証 <input type="checkbox"/> その他()
----------	---

何が必要ですか。必要なものに「○」をつけ、通数を記入してください。

戸 籍	1 戸籍全部事項証明(戸籍謄本)	通	戸 籍	10 届書受理証明	通
	2 戸籍個人事項証明(戸籍抄本) 必要な人()	通		11 届書記載事項証明 証明に必要な届()届	通
	3 戸籍一部事項証明 必要な事項 ()	通		届出年月日 S R 年 月 日	
	4 除籍全部事項証明・除籍謄本	通	証 明 書	12 身元証明書 *原則本人請求	通
	5 除籍個人事項証明・除籍抄本 必要な人()	通		13 独身証明書 *原則本人請求	通
	6 除籍一部事項証明 必要な事項 ()	通		14 その他証明書() 必要な人()	通
	7 改製原戸籍謄本(昭和・平成)	通	附 票	15 戸籍の附票(除票・改製原附票)全部	通
	8 改製原戸籍抄本(昭和・平成) 必要な人()	通		16 戸籍の附票(除票・改製原附票)一部 必要な人()	通
	9 戸籍・除籍 記載事項証明	通		附票は、原則として下記の1、2の事項は省略されますので、必要なものには○をしてください。 1. 本籍及び筆頭者の氏名 2. 在外選挙人名簿に登録された旨及び当該登録された市町村	

本人確認	免許証 パスポート 在留カード / 特永証 住基カード	集計	戸籍	担当
	マイナンバーカード その他()		附票	
			計	

請求にあたっての注意事項

1. 請求の理由の記載について

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使又は義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国又は地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍記録事項証明等を提出する国又は地方公共団体名を記載してください。

また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求められることがあります。

3. 戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。

4. 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。

5. 本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

6. 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限または使用者の権限を証明する書類(委任状等)が必要です。

7. 罰則について

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科せられます。

※ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。